

〇〇市いじめ問題対策委員会設置条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、〇〇中学校（又は「小学校」）に在籍する生徒（又は「児童」）が平成〇〇年〇〇月〇〇日に死亡した事案等（以下「死亡事案等」という。）に関し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定に基づく調査（第3条において「重大事態の調査」という。）を行うための組織について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 教育委員会（又は「市」。以下同じ。）の附属機関として、死亡事案等に関する〇〇市いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第3条 委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）死亡事案等に関し、重大事態の調査を行うこと。
- （2）同種の事態の再発防止に係る提言を行うこと。
- （3）前各号の調査を終えた後、その結果をとりまとめて死亡事案等の保護者（以下「遺族等」という。）及び教育委員会へ報告すること。

（組織）

第4条 委員会は、〇人以内の委員をもって組織する。

（委員）

第5条 委員会の委員は、弁護士、精神科医等の当該死亡事案等に関する知識及び経験を有する者並びに学識経験を有する者で、遺族等と教育委員会が共同して推薦する者の中から教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から第3条第3号の規定による報告が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（委員会の公平性、中立性）

第7条 委員会は、調査によって明らかになっていく事実のみに誠実に向き合うものとし、公平かつ中立に調査を行う。

〇〇市いじめ問題対策委員会設置条例解説（案）

※ 本モデルは「死亡事案」を念頭に置いているが、長期の不登校事案、心身に重大な支障を生じた事案など、重大事態について広く応用できるよう配慮したものである。

※ 附属機関の設置については、第三者機関として、公正性・中立性を確保することが重要なことから、市に附属機関を設置することを検討しなければならない。

※ 従前の経緯や事案の特性から必要な場合は、教育委員会と市のそれぞれが附属機関として設置することも想定しうる。

※ 端的に「再発防止」に係る提言を行うこと、という文言も検討すべきである。同種事案の「再発防止」は、委員会の任務として最も重要な任務の一つであることに留意する。

※ 委員の人数を限定する必要はなく、臨機応変かつ柔軟に考えるべき観点から、委員数は一定まで増減できるようにしておくべきである。

※ 人数の上限は社会通念上、合議が成立する限度の人数になることが想定される。通常、6人から7人であれば円滑な合議が可能な限度と考えられるが、事案によっては7人から8人程度で委員会を組織することも考えられる。

※ 調査に向けた問題意識と意欲、能力を兼ね備えた優れた人材であれば、より少ない人数でも問題はない。逆に、優秀な人材でも、通常業務との掛け持ちで委員会活動を行うので、調査に充てる時間も限定される場合が少なくない。そうなると、逆に人数は多い方がよい。

※ 委員の中立性、公平性は、一般的な社会通念に照らして判断すべきであるが、一方当事者のみが選任に関与した委員、一方当事者と特別に密接な関係を有する委員などは、選任者から完全に自由かつ独立であると言い切れるのか疑問がある。

※ 選任者と委員との関係は、前述のように相互に自由かつ独立した関係でなければならない。

※ 委員長を補佐するポストとして副委員長職が必要である。

※ 委員長1人で調査活動を実施することは不可能であり、委員会としての調査活動と事務局との連絡調整等を行いつつ、委員長を補佐するなどの役割が期待される。

※ このほか、副委員長には広報対応などに従事することもその役割として検討されるべきである。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席した委員の合議により決する。

※ 定足数は「過半数」に限らず、「半数以上」など事案に応じて柔軟に検討すべきである。

※ 議事について、可否同数の場合、その議決方法は原則として多数決によるが、事実認定は多数決にはなじまないことに留意すべきである。過去の歴史的事実は一つであり、多数決による事実認定には限界がある。各委員の十分な議論を経た上で、コンセンサスをもって委員会としての事実認定を行うべきである。

(守秘義務)

第9条 委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

※ 正当な理由がある場合は守秘義務が免除されるのが通常であるので、その旨の規定を追加することを検討すべきである。

※ 遺族等への説明、その他の情報発信は正当な理由がある行為であるから、守秘義務の範囲外の問題であると考えべきである。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局〇〇〇〇課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(経過措置)

2 委員会の最初の会議は、第8条の規定にかかわらず、教育委員会が召集する。

(廃止)

3 この条例は、第3条第3号の規定による報告が終了した日において、廃止する。

〇〇市いじめ問題対策委員会設置条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、〇〇市いじめ問題対策委員会設置条例（平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、〇〇市いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。（定義）

第2条 この規則において「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条の規定によるものとする。

（所掌事務）

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）平成〇〇年〇〇月に自死（又は「重大事態」。以下同じ。）した〇〇中学校（又は「小学校」）（以下「本件学校」という。）〇年の生徒（又は「児童」）（以下「本件生徒（又は「本件児童」。以下同じ。）」という。）に対するいじめ（以下「本件いじめ」という。）並びに本件学校及び学校外における事実を含め、本件生徒に何が起きたのかを明らかにすること。

（2）本件生徒の自死の原因について考察すること。

（3）第1号によって明らかになった事実に対して、本件学校がどのように対応したのかを明らかにし、本件学校及び〇〇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）（又は「市」。以下同じ。）の自死後の対応が適切であったかを考察すること。

（4）前3号によって明らかになった事実及び考察から、いじめ、自死、自死前後の本件学校及び教育委員会の対応について、〇〇市（以下「市」という。）の子どもが健やかに生きるための環境整備の視点も踏まえた再発防止に関する提言（以下「本件提言」という。）を行うこととする。

（委員）

第4条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、本件学校、教育委員会、市及び本件生徒の保護者（以下「本件遺族等」という。）並びに関係生徒やその保護者と利害関係を有しない者であって、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識経験その他いじめに関する調査及び審議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱

〇〇市いじめ問題対策委員会設置条例施行規則解説(案)

※ 「いじめ」に至らない行為（軽微な嫌がらせ、被害者が「いじめ」と誤認したと考えられる他人の態度や言動など）についても丁寧な調査と事実認定の対象とすべきである。法律上の「いじめ」に関する定義に限定することなく、重大事態に至る背景を幅広く網羅的に調査することに留意する。

※ 「自死の原因」とは、自死を直接的に引き起こした蓋然性が高いと認められる要因をいう。自死に関する要因が複数にわたって認定された場合、各要因の中から自死に直接的に結びつくものを原因として特定する。自死に関する要因を単に並列的に列挙するだけでは原因を特定したとは言えないことに留意すべきである。単なる「きっかけ」と「原因」を明確に峻別すべきであり、例えば自死の直前に教員や保護者から叱責されたことが自死の「きっかけ」と認められ得る場合でも、その背景に存在する深刻かつ重大な要因と自死との関連性を慎重に調査、検討しなければならない。

※ 事後対応の適否も重要な調査対象であり、学校及び教育委員会の視点のみならず、遺族被害者の視点も十分踏まえて、その適否を判断するよう注意する。

※ 委員会の目的は「事実調査」と「再発防止」であり、提言は再発防止にとって明確な指針あるいは具体的な方策を提示するものでなければならない。抽象的一般的な再発防止策では不十分であり、事案に即した具体的な提言内容の実現に尽力すべきである。

※ 他方で、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う必要がある（平成23(2011)年6月1日付「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について（通知）」）。

※ 在校生及びその保護者に対しても、調査の実施主体ができる限りの配慮と説明を行うことが重要である（前記通知）。

※ 利害関係人に関する一般的な定義によれば、特定の事項について、法律上の利害を有する関係にある者をいうと解される。ただし、法律上の利害関係に限らず、身分関係、職務関係、地縁関係、血縁関係上の利害関係などにも留意する必要がある。

※ 利害関係の調査は調査委員会の設置者が第一義的に行

する。

2 委員は、調査方針を決定し、条例第3条第1号に定める調査を行い、明らかになった事実を考察する等の役割を果たすとともに、その調査権限はすべて委員会に専属するものとする。

3 教育委員会は、委員の委嘱後、本件学校及び教育委員会並びに本件遺族等との利害関係が明らかになるなど、当該委員による中立かつ公平な調査を行うことができない相当な理由があるとき、その他必要があると認めるときは、当該委員を解嘱することができる。

4 本件遺族等は、委員について中立かつ公平な調査を行うことができない相当な理由があると認めるときは、教育委員会に対して、その理由を示して当該委員の解嘱を求めることができる。

(会議及び情報の公開)

第5条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は原則として非公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、教育委員会が管理する行政情報に関する〇〇市行政情報公開条例施行規則（平成〇〇年〇〇市教育委員会規則第1号）に規定される情報に該当すると認められる事項以外の事項を審議する場合にあっては、委員会の委員長が会議に諮って必要と認められるものに対して会議を公開することができる。

3 委員会は、会議を開催したときは会議録を作成しなければならない。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

5 委員会は、会議録その他の記録について、第2項に準じ、公開することができる。

(調査方法)

第6条 委員会は、第3条各号に掲げる所掌事務（以下「所掌事務」という。）は、次に掲げる方法により調査を行う。

(1) 教育委員会の委員、教育委員会事務局及び本件学校の職員（過去に教育委員会事務局及び本件学校に勤務していた者を含む。）及び本件生徒の遺族等、親族並びに本件学校の生徒（卒業生を含む。）及びその保護者等本件生徒と関わりを有する者（以下「調査対象者」という。）から事実関係や意見等に関する陳述、説明等（本件学校その他の関係する現場における説明を含む。）を求めること。

(2) 調査対象者に対して、文書等関係資料の提出、提示、複写等を求め、又は本件学校その他の関係する現場において資料の確認若しくは説明を求めること。

うべきであるが、遺族被害者の意見、意向にも配慮し、利害関係の有無に関する資料や情報の提供も積極的に行うべきである。

※ 中立かつ公平な調査を行うことができない相当な理由の存否は、客観的な事実関係から判断されるべきであり、調査対象者や当事者の主観的判断に偏ることがないよう十分留意する必要がある。

※ 委員を解嘱する主体は教育委員会であるが、中立かつ公平な調査を行うことができない相当な理由があることの疎明及び解嘱請求が遺族等からあったときは、教育委員会として直ちに解嘱事由を調査し、解嘱の可否について遺族等に応答する。

※ マスコミ等に対するブリーフィング、記者会見、その他プレス対応も場合によっては完全に遮断されることになり、関係者の理解を得られないおそれがある。委員会はメディア等を通じて社会一般に積極的な情報発信をすることが重要である。

※ 委員長が相当と認めるときは公開することができる、というような柔軟な規定にすることも検討されるべきである。条例等で非公開と規定すると、設置規則で公開可とする例外を設ける場合に上位規範と下位規範の矛盾抵触が起きるおそれがある。

※ プライバシーに関する配慮を十分に行う。

※ 例外的に市長部局に調査委員会を設置する場合も想定されるが、その場合は教育委員会として当該調査に全面的に協力することを内容とする議決を行い、調査の円滑な遂行に協力するという前提で調整する必要がある。

※ 関係資料の提出を求めるなど委員会としての調査を実施する際、調査資料収集の目的を明示する必要がある。各自治体の個人情報保護条例には一般的に、実施機関は個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない、という趣旨の規定が存在する。そのため、個人情報を含む関係資料等の収集を進める際には上記規定に配慮した調査権限の行使が必要となる。なお、調査対象者が未成年の場合は法定代理人である保護者に対して調査目的等

- (3) 関係団体に照会して必要な事項の報告及び協力を求めること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、所掌事務を行うために必要となる協力を調査対象者又は公私の専門的機関に対して求めること。
- 2 委員会は、前項の調査を行うに当たり、調査対象者が未成年であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、その心情を配慮し、適切な措置を講じなければならない。
- 3 教育委員会の委員、教育委員会事務局及び本件学校の職員その他市の職員は、第1項に定める調査に協力する。
(調査補助員)

第7条 委員会は、所掌事務を遂行するために必要な調査を行わせるため、調査補助員を置くことができる。

- 2 調査補助員は、弁護士、臨床心理士及び教員等で、若干名を委員全員の了承を得て、委員長が推薦し、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員会は、本件学校及び教育委員会並びに本件遺族等に利害関係を有する者(過去の職員及び関係者を含む。)を調査補助員とすることはできない。
- 4 第4条第3項及び第4項の規定は、調査補助員についても準用する。
- 5 調査補助員は、委員会の指示により、委員会の行う調査を補助し、業務を終えたときは、書面により速やかに委員会に報告する。
- 6 調査補助員の任期は、委嘱の日から、第10条第1項の報告が終了した日までとする。
(当事者からの意見聴取)

第8条 委員会は、本件学校及び教育委員会並びに本件遺族等から意見表明の申し出があった場合は、意見を聴取しなければならない。

(報告及び公表)

- 第9条 委員会は、所掌事務に係る調査及び審議を終えたときは、報告書(以下「本件報告書」という。)を作成し、教育委員会に対して報告する。
- 2 委員会は、所掌事務についての結論及びその結論を導く根拠となった資料並びにこれらの資料により結論を導くに至った判断過程を、本件報告書にできる限り詳細かつ明確に記載するものとする。
- 3 教育委員会は、第1項の報告を受けたときは、速やかに本件遺族等、市長に対して報告する。
- 4 教育委員会は、本件報告書を、速やかに公表する。
- 5 教育委員会は、前項の公表に際しては、プライバシー保護のため、関係法令の主旨に照らし、必要な配慮をしなければならない。
- 6 教育委員会は、本件報告書を公表したときは、教育委員会の権限の範囲内において、本件報告書の内容を踏まえ、本件提言を実現するために必要な措置を講じるよう努めるものと

の説明を十分に行い、調査への協力について同意を得るべきである。

※ 委員会は、調査対象者が話しやすい雰囲気を醸成するなど相当の配慮を払うべきである。

※ 調査補助員はあくまで調査の補助に従事する者であり、事実認定、認定された事実に対する評価など、調査委員の専権事項に属する権限を行使できない。

※ 調査補助員には原則として弁護士が適任であると考えられるが、場合によっては教員(教員経験者を含む)、児童心理分野の専門家など、関係する専門領域の人材から選任することも検討されるべきである。

※ 調査補助員は調査内容及び結果等に関する一切の予断や先入観を持ってはならず、調査によって明らかになった事実のみに向き合うという姿勢を堅持する必要がある。

※ 遺族等の調査に関する要望は多岐にわたる場合があり、すべてに対応することが難しい場合もある。原則的には、委員が遺族等関係者からの意見聴取に従事すべきであるが、調査の進捗状況などに応じて、調査補助員に委任して聴取に従事させる場合も考えられる。この場合も、遺族等との信頼関係が損なわれることがないように十分留意する必要がある。

※ 結論を導く根拠となった資料を末尾に一括して列挙する方法など、相当な手段方法により根拠資料を明示する。判断過程については、専門知識を有しない一般人でも一読して理解可能な程度に平易な文体かつ明快な論理により説示することが望ましい。

※ 報告書の公表、遺族等への説明、その他の情報発信は正当な理由がある行為であるから、守秘義務の範囲外の問題である。

※ プライバシー保護を理由に、遺族等の知る権利を不当に侵害することがないように十分留意する。

する。

(資料の管理)

第10条 委員会が第6条の規定に基づく調査によって取得、収集した一切の調査関係資料で、委員会及び調査補助員が作成に関与した資料（以下「調査資料」という。）については、本件遺族等と教育委員会との合意に基づいて、その取り扱いを定める。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(廃止)

2 この規則は、第10条第1項の規定による報告が終了した日において、廃止する。

※ 調査資料の管理保管方法、文書の法的位置づけ、最終的な帰属先などはいまだ確立されていない。当面は、委員会、遺族等、教育委員会の三者間で事前に調査資料の取扱いについて合意し、管理保管方法、法的位置づけ、帰属先などを明示的に定めておくべきである。

※ 委員会の調査資料の収集過程において、収集目的の明示が不十分、不明確であるなど、個人情報保護条例に照らして個人情報の収集プロセスに問題が生じる場合があり得る。この場合、個人情報の利用停止請求を受ける場合も想定されるため、個人情報の収集目的に関する説明等について事前に十分な検討が必要である。